定款

クリエートメディック株式会社

目 次

第1章 総 則

第2章 株式

第3章 株主総会

第4章 取締役および取締役会

第5章 監査等委員会

第6章 会計監査人

第7章 計 算

附 則

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、クリエートメディック株式会社(英文では、CREATE M EDIC CO., LTD.) と称する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) 高分子材料の研究製造ならびに販売。
 - (2) 医療用品の研究製造ならびに販売。
 - (3) 前各号の製品の中間物、副産物、加工物および関連製品の研究製造ならびに販売。
 - (4) 前各号の事業目的を果たすため必要な工業所有権の権利を取得し行使すること。
 - (5) 前各号に附帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない 事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、 日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、30,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって 自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、 次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による権利を請求する権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって定める。
 - 2 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締 役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(株主総会の議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たり取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。
 - 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもっておこなう。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 - 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または 一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書 面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、6名以内とする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株 主総会において選任する。
 - 2 法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。

- 3 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分 の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。
- 4 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時まで とする。
- 5 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで とする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって、取締役(監査等 委員である取締役を除く。)の中から選定する。
 - 2 取締役会の決議をもって、取締役会長1名および取締役社長1名を置くことができる。
 - 3 取締役会の決議をもって、取締役相談役を置くことができる。

(取締役会の権限)

第22条 取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執 行を決定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、取締役会長又は取締役会において定められた取締役がこれを 招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但 し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の書面決議)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産 上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株 主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項 の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもっ て、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監查等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の権限)

第32条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行の ために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

- 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 監査等委員全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで監査等委員会を 開催することができる。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録 をもって作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、 監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監查人

(会計監査人の選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

- 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株 主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間 配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお 受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第42回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。